

災害時等の応急対策業務に関する協定

上田市(以下「甲」という。)と上田市電設業協会(以下「乙」という。)
とは、災害時等の応急対策業務(以下「応急対策業務」という。)の実施に関して、次の
とおり協定を締結する。

(目 的)

第1条 この協定は、災害時における電気設備の保安、電気使用の安全確保のため、
甲が乙の協力を得て、応急対策業務を円滑に行い、公共施設等の迅速かつ適切な
機能維持及び復旧を図ることを目的とする。

(応急対策業務の内容)

第2条 この協定により、甲が乙に協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1)甲が管理する公共施設の**電気設備全般**にかかる損壊箇所の把握及び応急措置の支援。
- (2)甲及び乙は災害復旧に当たっては相互に協力し必要な情報を可能な限り提供。
- (3)その他甲が必要と認める業務。

2 次に掲げる設備は、前項の対象としない。

- (1)配電線、電力計などの電力会社設備
- (2)高圧受変電設備など電気主任技術者の管理が必要な設備

(協力要請の方法)

第3条 甲は、前条の応急対策業務にかかわる応援を必要と認めるときは、乙に対して、
次に掲げる事項を明らかにした文書により要請する。ただし、緊急を要するときは口
頭で要請し、その後速やかに文書を送付するものとする。

- (1)災害の状況及び応援を要請する理由
- (2)応援を要請する応急対策業務の内容
- (3)応援を必要とする日時、場所及び期間
- (4)前各号に定めるもののほか必要な事項

(応急対策業務の実施)

第4条 乙は、前条の規定に基づく要請が甲からあったときは、可能な範囲において
協会員(以下「会員」という。)をして応急対策業務を実施させるものとし、その会員
を甲に報告するものとする。

(事前計画)

第5条 応急対策業務を円滑に実施するため、乙は組織体制及び連絡体制を事前に定めておか
なければならない。

(経費の負担)

第6条 この協定に基づく応急対策業務に要した経費は、甲乙協議のうえ定める額を甲が負担する。

- 2 前項の規定により、乙が実施した応急対策業務に対して甲が負担する費用の積算単価は災害発生時における実勢単価とする。

(損害補償)

第7条 甲は、第3条の規定に基づき業務に従事した者が、当該活動により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害を有することとなったときは、労働者災害補償保険法(昭和22年法律第50号)の適用がある場合を除き、上田市消防団員等公務災害補償条例(平成18年条例第226号)の規定に準じて補償を行うものとする。

- 2 乙の現場活動により生じた機材の損傷についての補償は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(第三者に対する措置)

第8条 応急対策業務の従事中に、第三者に対して及ぼした損害についての賠償方法及び賠償額の負担割合は、甲乙協議のうえ定めるものとする。

(報告)

第9条 乙は、第3条の規定により応急対策業務に従事した場合は、次の各号に掲げる事項を文書により甲に報告するものとする。

- (1) 応急対策業務に従事した人員、名簿及びそれぞれの応援に従事した時間
- (2) 応急対策業務に使用した機器類の種別、台数及び使用時間数
- (3) その他必要な事項

- 2 甲は、前項による応急対策業務の終了報告を受けたときは、乙に対し速やかに協力要請を解除するものとする。

(費用等の請求)

第10条 乙は、第6条に規定する費用及び第7条に規定する補償(以下「費用等」という。)を請求するときには、甲の定めるところにより行うものとする。

(支払)

第11条 甲は、前条の規定により費用等の請求があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときは、その費用等を速やかに支払うものとする。

(協定期間)

第12条 この協定の有効期間は令和元年12月17日(調印日)から令和2年3月31日までとする。ただしこの協定の期間満了1月前までに甲乙いずれからも何ら意思表示がないときは、更に1年間この協定を更新するものとし、以後もまた同様とする。

(疑義等の決定)

第13条 この協定に定めのない事項及びこの協定について疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和元年12月17日

甲

上田市大手一丁目11番16号
上田市
上記代表者 上田市長 土屋 陽一

乙

上田市上丸子1717-5
上田市電設業協会
上記代表 会長 松山 三二

災害時等の応急対策業務に関する連絡体制

